

子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

子ども・若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）策定に係る部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

1 部会について（別紙左側を参照）

検討すべき課題について個別又は集中的に調査・審議するため、以下のとおり、9つの部会を設置する。

(1) 設置の考え方

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を設置する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同で部会を開催することを可能とする。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

(2) 設置する部会

- ① 子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会
- ② 親子いきいき保健部会
- ③ 幼保推進部会
- ④ 子どもの健全育成推進部会
- ⑤ 教育環境づくり部会
- ⑥ 青少年活動促進部会
- ⑦ 社会的困難を抱える青少年支援部会
- ⑧ 支援を必要とする子どものための部会
- ⑨ ひとり親家庭支援部会

2 共同部会について（別紙右側を参照）

「切れ目ない支援」を実現するために、共通するテーマや課題について、横断的かつ実のある議論ができるよう、以下の条件のもと共同部会を開催する。

(1) 共同部会の考え方

- 審議内容が複数の部会に関係する場合において、会長の決定により、上記①～⑨の部会の中から適当なものを共同で開催する。
- 共同で開催することとなった部会に所属する委員全員が共同部会委員となるが、共同部会の審議内容について、より専門的な知識や経験を有する共同部会委員を会長の決定により選出し、審議内容を適切に調査・審議できる最小限の人数で会議を開催する。

(2) 開催予定の共同部会

- ① 「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会
- ② 「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会
- ③ 「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会
- ④ 「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会
- ⑤ 「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

【部会】

共通又は他の部会に属さない事項を審議

子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会

若者（おおむね13歳～30歳代）

子ども（0歳～おおむね18歳未満）

特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会

家庭の課題について特別な支援を要する子ども・若者や

①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会

委員 構成：15名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：少子化をはじめとした子ども・若者を取り巻く環境への対応及び情報発信について

子どもから若者までの「切れ目ない支援」のあり方について

②親子いきいき保健部会（京都市母子保健計画検討のため）

委員 構成：10名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：安心して妊娠・出産できるまちづくりについて
保健（母子保健、思春期保健）に関する施策全般について

③幼保推進部会（子育て安心プラン等検討のため）

委員 構成：13名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：幼児教育・保育に係る専門的な内容について
「子ども・子育て支援事業計画（幼児教育・保育）」に係る施策等について

④子どもの健全育成推進部会（京都市放課後子ども総合プラン検討のため）

委員 構成：8名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：児童館自由来館機能、学童クラブ、就学前の子育て支援（つどいの広場等）について

⑤教育環境づくり部会

委員 構成：8名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：教育環境に関すること全般について

⑥青少年活動促進部会

委員 構成：10名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：青少年施策等に関すること全般について

⑦社会的困難を抱える青少年支援部会

委員 構成：12名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：不登校（小学生含む）、ひきこもり、ニート等の社会的困難を抱える青少年への切れ目ない専門的な支援について

⑧支援を必要とする子どものための部会

（京都市家庭的養護推進計画、障害児福祉計画検討のため）

委員 構成：8名程度（特別委員含む。）

「家庭的養護推進計画」に係る施策等について

⑨ひとり親家庭支援部会（京都市ひとり親家庭自立促進計画検討のため）

委員 構成：6名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：ひとり親家庭に関する施策等について
「ひとり親家庭自立促進計画」に係る施策等について

【共同部会】

※ 「①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会」は積極的に参画し、必要に応じて他の部会の参画も検討する。
また、下記以外の共同部会についても必要に応じて開催を検討する。

☆「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②, ③, ④

検討内容：乳幼児期における子育て支援ニーズについて調査・審議を行うとともに、必要な支援を検討

☆「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左④, ⑤, ⑥

検討内容：小学生、中学生の放課後の居場所等のあり方について調査・審議を行うとともに、必要な支援を検討

☆「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②, ⑥

検討内容：思春期における課題について、調査・審議を行うとともに、必要な支援を検討

☆「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左⑥, ⑦

検討内容：ユースアクションプランに記載する事項の進捗点検を行うとともに青少年（困難を抱える30歳代を含む）の育成に関する調査・審議と必要な支援を検討

☆「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

（京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画検討のため）

対象となる部会：左⑤, ⑦, ⑧, ⑨

検討内容：貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画に記載する事項の進捗点検を行う。